

第 1 総 説

令和 2 年度補正予算(第 3 号及び特第 3 号)は、令和 2 年 12 月 8 日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うことを内容とするものである。

1 一般会計における歳出の追加事項は、(1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4,358,119 百万円、(2)ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 11,676,585 百万円、(3)防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3,141,429 百万円であり、追加額は合計 19,176,133 百万円である。このほか、その他の経費を 25,188 百万円、所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の減少見込額を計上することに伴う地方交付税交付金の減少額を補填するために地方交付税交付金を 2,633,937 百万円、それぞれ増額することとしており、これらを合わせた追加額の合計は 21,835,257 百万円である。

他方、既定経費の減額 4,196,348 百万円、地方交付税交付金の減額 2,211,837 百万円、合計

6,408,185 百万円の修正減少を行うこととしているので、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は 15,427,072 百万円となる。

次に、歳入については、歳出の追加事項に対応するため、「財政法」(昭 22 法 34)第 4 条第 1 項ただし書の規定による公債の増発 3,858,000 百万円、前年度剰余金受入 690,396 百万円(うち令和元年度の「財政法」(昭 22 法 34)第 6 条の純剰余金 685,212 百万円)及び税外収入 729,675 百万円を計上することとしている。また、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入 8,388,000 百万円の減収を見込むとともに、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平 24 法 101)第 3 条第 1 項の規定による公債の増発 18,537,000 百万円を計上することとしている。この結果、公債依存度は 64.1%(成立予算 56.3%)となる。

2 特別会計予算においては、11 特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

3 なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。